

電化厨房機器における 「定格消費電力」の 統一表示について

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版が公示されました。以下に、その内容をお伝えするとともに、製造者様の皆様に「定格消費電力」と統一表示していただくよう推奨いたします。

Contents

- 1.公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版について
- 2.「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準)について
- 3.「定格消費電力」の用語の統一について(推奨)
- 4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

1. 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)平成28年版 について

- (1) 電化厨房機器に関わる改定内容
- (2) 改定理由
- (3) 対象機器

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(1) 電化厨房機器に関わる改定内容

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下、「標準仕様書」といいます。)が国土交通省のホームページで掲載され、その「第6節 厨房機器 1.6.1一般事項」に表1のとおり(i)項が追加されました。

表1 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」抜粋

- (a) 本節は、厨房機器(床置形に限る。)のうち本項で規定する板金製品、熱調理器、食器洗浄機、低温機器について適用する。
- ⋮
- (h) 電気用品安全法の対象機器については、当該法令の定めによる。
- (i) 「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター)の対象機器については、定格消費電力の算出は当該基準による。
- ⋮

今回 (i) 項
を挿入

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

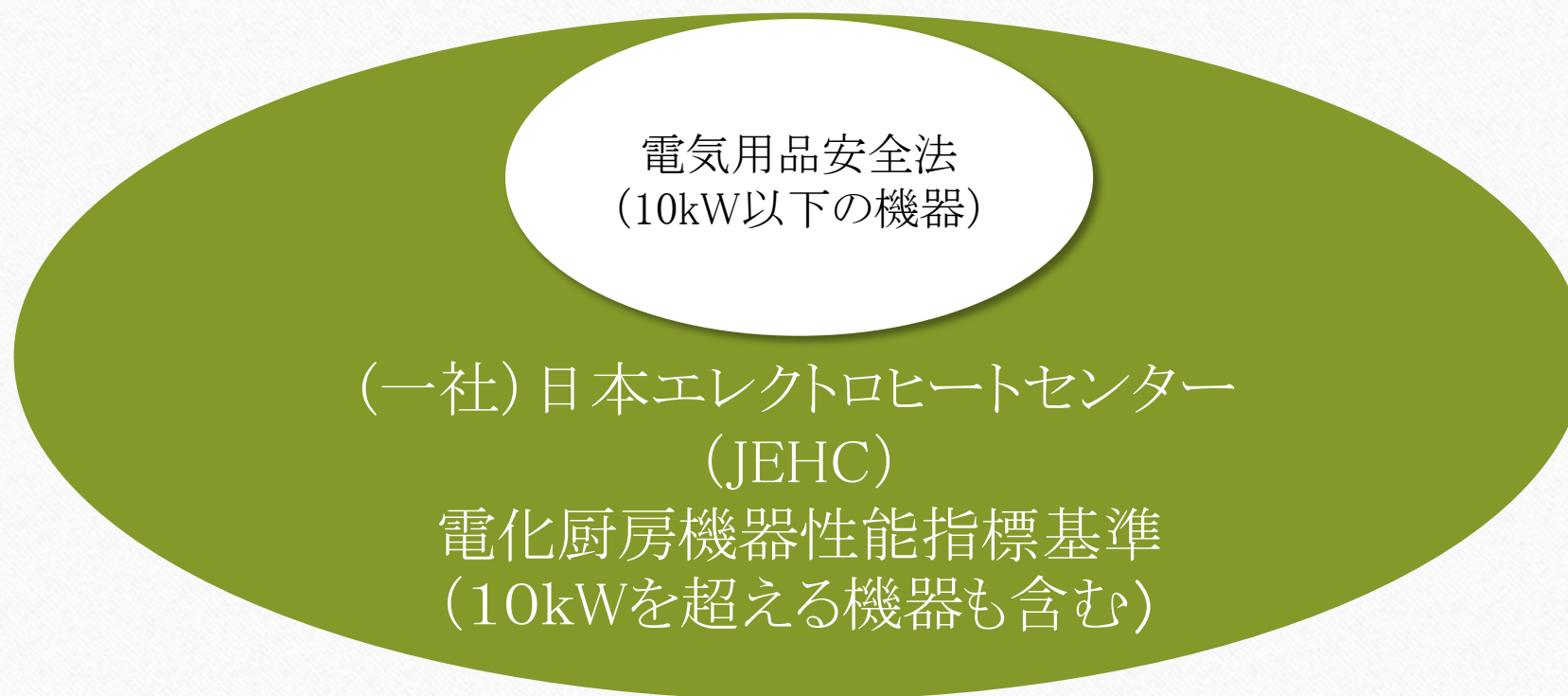
(2) 改定理由

従来から電気用品安全法※1の対象機器(定格消費電力10kW以下)については、「定格消費電力」の表示が定められていましたが、「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター、以下「JEHC基準」という。)※2により10kWを超える機器に対しても「定格消費電力」の定義が統一されたためです。
([図1](#)参照)

※1:「定格消費電力」の表示については、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第八」に定められていますが、ここでは便宜上「電気用品安全法」と呼びます。

※2:「電化厨房機器性能指標基準」は、(一社)日本エレクトロヒートセンターホームページで公開しています。
(<http://www.jeh-center.org/standard.html>)

図1 「定格消費電力」の定義における 電気用品安全法とJEHC電化厨房機器性能指標基準の関係



1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(3) 対象機器

JEHC基準の対象機器は「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準)の13品目ですが、標準仕様書の対象機器は表2の6品目の機器となります。

表2 標準仕様書「第6節 厨房機器 1.6.1 一般事項」(i)項の対象機器名

- 1.電気レンジ、電気テーブルレンジ
- 2.電気揚物器(フライヤ)
- 3.電気炊飯器(立体炊飯器)
- 4.電気焼物器(オーブン形(スチームコンベクションオーブンを含む)、開放形)
- 5.電気煮炊釜
- 6.食器洗浄機

2.「電化厨房機器性能指標基準」 (JEHC基準)について

2.「電化厨房機器性能指標基準」(JEHC基準) について

(一社)日本エレクトロヒートセンターでは、電化厨房機器の性能を評価するための客観的で標準的な性能指標(定格消費電力、熱効率、立上り性能、調理能力もしくは処理能力、消費電力量、均一性、または、給水量もしくは給湯量)を取りまとめて本基準を作成いたしました。

本基準が、多くの製造者様、ユーザー様および設備設計者さまなどの方々にご利用いただき、電化厨房機器を選ぶ際の判断材料として、また、省エネルギーやランニングコストの低減などにお役に立つことを願うものであります。

更に、電化厨房機器市場の健全な競争を促進し、電化厨房機器の性能向上および発展に資することを期待します。

詳しくは(一社)日本エレクトロヒートセンターのホームページをご参照下さい。

URL:<http://www.jeh-enter.org/standard.html>

3.「定格消費電力」の用語の統一 について(推奨)

(1) 用語統一の理由

(2) 用語統一のご提案

3.「定格消費電力」の用語の統一について (推奨)

(1)用語統一の理由

電気用品安全法では、従前より「定格消費電力」が定義され、対象機器(定格消費電力10kW以下)においては製品本体に貼付される「製造銘版」に「定格消費電力」を表示することが義務づけられていますが、対象機器以外については、各製造者様にて様々な呼称で表示されている現状があるため、誤解が生じるおそれがあります。

3.「定格消費電力」の用語の統一について (推奨)

(2)用語統一のご提案

「定格消費電力」と用語を統一することで、調達担当者の方が容易に確認することができます。

この機会に全ての電化厨房機器を「定格消費電力」に用語を統一していただくことが得策ではないかと考え、弊センターとしては用語を統一することを推奨いたします。

用語統一に関しては法令等ではなく、「義務」ではありません。表示にあたっては各製造者様のご判断にお任せいたします。

4.推奨する「定格消費電力」 の表示方法

- (1) 単品図(外形図)における表示方法
- (2) 「製造銘板」における表示方法
- (3) 「カタログ」「取扱説明書」等出版物への表示について
- (4) レイアウト図・機器リスト表への表示について

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(1) 単品図(外形図)における表示方法

承認図となる単品図(外形図)は契約書の一部とみなされるため、明確に「定格消費電力」と表示して下さい。(表3の表示例参照)

「定格消費電力」と表示することで、「定格消費電力の算出は電気用品安全法およびJEHC基準による」ことが公的機関の調達担当者に明確に伝わります。

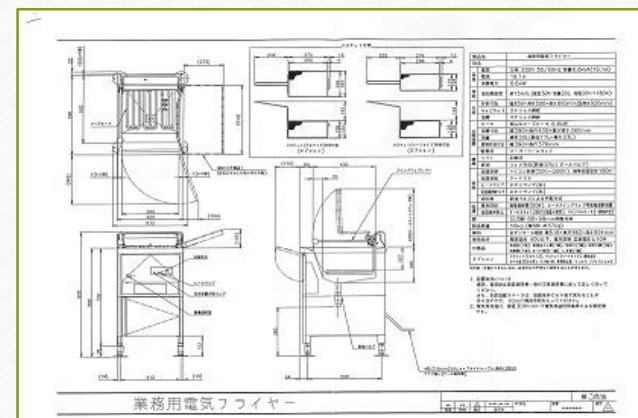


表3 単品図（承認図）での表示例

...	...
定格電源	単相 200V 50/60Hz
定格消費電力	13.5kW
...	...

...	...
定格電源	単相 200V 50Hz専用
定格消費電力	電動機 3.5kW 電熱装置 13.5kW
...	...

...	...
定格電圧	単相 200V
定格周波数	50/60Hz
定格消費電力	13.5kW
...	...

←食器洗浄機の表示例

電気用品安全法「別表第八」の「附表第六 電気用品の表示の方式」に準じた表示。

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(2)「製造銘板」における表示方法

製造銘板における表示は、原則として「電気用品安全法
法令業務実施ガイド(第2版)～製造・輸入事業者向け～
※3」(H26.1.1経済産業省・製品安全課)に準じた表示として下さい。(表4参照)



※3のURL:http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

表4 「製造銘板」の表示例

品名: × × × × × × ×
型式: × × × × - × ×
製造年月: H × × 年 × × 月
製造番号: × × × × ×
製造者名: × × 株式会社
相: 三相
定格電圧: 200V
定格周波数: 50Hz/60Hz
定格消費電力: 13.5kW

品名: × × × × × × ×
型式: × × × × - × ×
製造年月: H × × 年 × × 月
製造番号: × × × × ×
製造者名: × × 株式会社
三相, 200V, 50Hz/60Hz, 13.5kW

「電気用品安全法 法令業務実施ガイド(第2版)～製造・輸入事業者向け～※3のP.66に準じた表示例

品名: 電気食器洗浄機
型式: × × × × - × ×
製造年月: H × × 年 × × 月
製造番号: × × × × ×
製造者名: × × 株式会社
相: 三相
定格電圧: 200V
定格周波数: 50Hz専用
定格消費電力 電動機: 3.5kW
電熱装置: 13.5kW

注: 電気用品安全法の対象機器に関しては、PSEマークの表示が法により義務付けられています。

電気用品安全法「別表第八」の「附表第六 電気用品の表示の方式」に準じた電気食器洗浄機の表示例

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(3)「カタログ」「取扱説明書」等出版物への表示について

カタログ、取扱説明書などの出版物への表示は次回リニューアルのタイミングで検討し、順次統一されることをお勧めします。

なお、文字数の制限などの都合で「定格消費電力」と記載できない場合は、例えば、本編では「消費電力」と記載し、巻頭や巻末に「本カタログに記載の「消費電力」とは、電気用品安全法および(一社)日本エレクトロヒートセンターが制定する「電化厨房機器性能指標基準」に基づく「定格消費電力」のことです。」と注記するなどを推奨いたします。

4.推奨する「定格消費電力」の表示方法

(4)レイアウト図・機器リスト表への表示について

レイアウト図・機器リスト表は電源工事のための「指図書」としての用途で作成されるものであり、機器の性能を示すものではないため、特に「定格消費電力」と表示する必要はないと考えます。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話:03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>